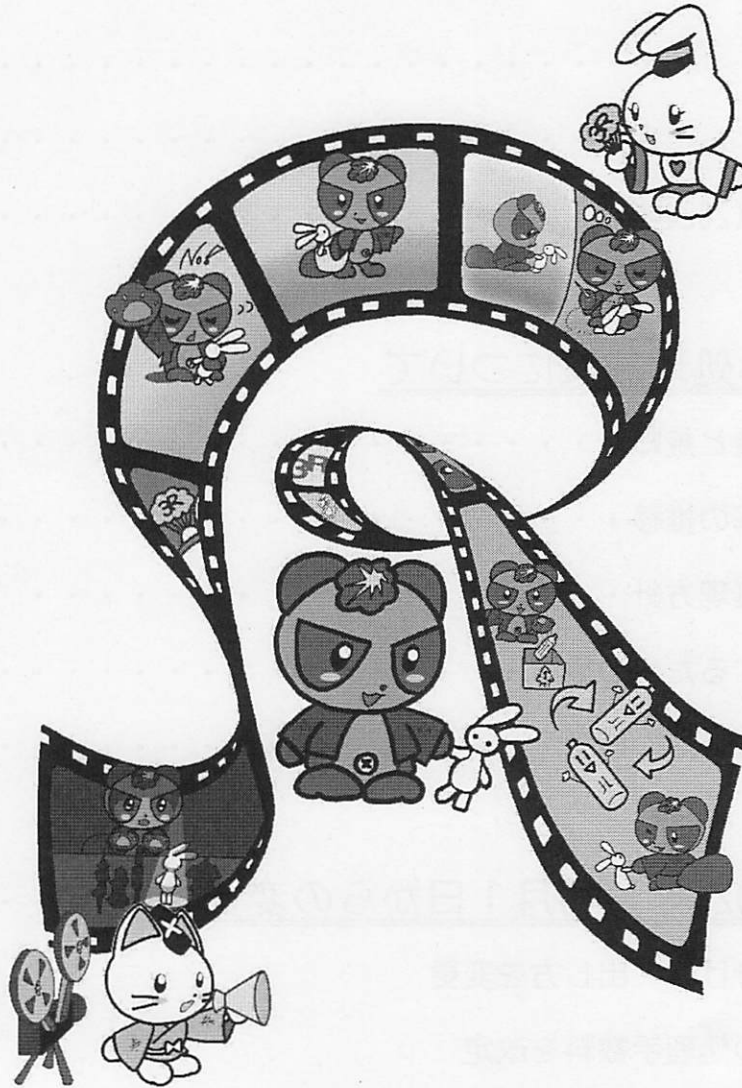


令和6年度（2024年度）

鎌倉市廃棄物減量化等推進員の手引き



鎌倉市 環境部 ごみ減量対策課

目次

鎌倉市廃棄物減量化等推進員制度について

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 役割と活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 任期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 報償・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 令和6年度（2024年度）の会合予定・・・・・・・・・・・・ 2

鎌倉市のごみ処理施策について

- 1 ごみの発生量と焼却量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 リサイクル率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 今後のごみ処理方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3、4
- 4 方針を実現するための施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4、5
- 5 鎌倉市公式noteについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

令和6年（2024年）10月1日からの変更点・・・・・・・・・・・・ 6

- 1 一部品目の分け方・出し方を変更
- 2 事業系ごみの処理手数料を改定

資源物のごみの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7、8

資源物とごみのQ & A

- Q1 「燃やすごみ」を減らすためにできることは？・・・9
- Q2 有料袋（指定収集袋）の手数料は何に使っているの？・・・9
- Q3 まだ使えるけど不用なものを処分したい場合は？・・・10
- Q4 「燃えないごみ」と「危険・有害ごみ」の違いは？・・・10
- Q5 飲食用のビンのふた（金属製）が「燃えないごみ」の理由は？・・・10
- Q6 紙おむつは無料で出すことができるの？・・・11
- Q7 「市で収集できないもの」の処分はどうしたらいい？・・・11
- Q8 クリーンステーションの場所を移動したいときはどうしたらいい？・・・11
- Q9 ルールを守らず捨てられたごみがあった場合はどうしたらいい？・・・12
- Q10 クリーンステーションを掃除して出たごみはどうしたらいい？・・・12
- Q11 ごみの不法投棄をみかけたらどこに連絡するの？・・・12
- Q12 事業所から出たごみはどうやって処理するの？・・・12、13

根拠法令抜粋・・・14～19

鎌倉市廃棄物減量化等推進員制度について

1 目的

ごみ処理は日々の暮らしに密着したものであり、すべての人が関わることから、市民一人ひとりの自覚と協力に基づいた、地域ぐるみの積極的な活動が求められます。

廃棄物減量化等推進員制度は、推進員の皆さんに地域の方と市との間の連携役、ごみの減量・資源化に関する地域社会のリーダーとしての役割を担っていただき、地域に密着した活動を進めながら、快適な生活環境の創造と循環型社会の構築を目指すものです。

2 役割と活動

(1) ごみの減量、資源化の促進及び指導に関すること

市民・事業者（自治会・町内会、商店会など）と市との間の連携役

(2) ごみの適正排出に関すること

資源物やごみの正しい分け方・出し方の周知徹底

(3) ごみの不法投棄防止に関すること

地域のごみ問題や環境問題などの指導

(4) 市と地域との連絡調整に関すること

クリーンステーションにおける資源物とごみの排出指導

(5) 会議等の出席に関すること

生ごみ処理機の普及等の相談役

(6) その他市長が必要と認めた事項

各種イベントへの参加、協力

3 任期

委嘱日から令和7年（2025年）3月31日まで。

なお、転居や体調不良など、やむを得ない事情によって交代する場合は、速やかに事務担当にご連絡ください。

4 報償

消耗品費や交通費などの必要経費及び活動についての謝礼として、5,000円を支払います。

なお、任期最終日（3月31日）に在職している方が支払い対象です。任期の途中で交代があった場合でも、全額を交代後の推進員に支払います。

5 令和6年度（2024年度）の会合予定

年3回程度の実施を予定しています。原則、推進員ご本人がご出席ください。

なお、うち1回は、資源化施設などの施設見学を予定しています。施設まで1時間程度バスで移動する場合や、急勾配の階段を昇降する場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 第1回 令和6年（2024年）7月中旬以降
- (2) 第2回 令和6年（2024年）秋頃
- (3) 第3回 令和7年（2025年）1月下旬以降

鎌倉市のごみ処理施策について

1 ごみの発生量と焼却量

発生量は、ごみそのものの発生が抑制されたことにより、平成2年度（1990年度）の76,717トンから、令和4年度（2022年度）には56,779トンとなり、約25%削減しました。

焼却量は、発生抑制とともに分別の協力を得て資源化を進めたことにより、排出されたごみの約95%を焼却していた平成2年度（1990年度）の72,621トンから、令和4年度（2022年度）の22,659トンまで、約70%削減しました。

2 リサイクル率の推移

分別の協力を得て資源化を進めたことにより、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年連続で、人口10万人以上50万人未満の市において、リサイクル率が全国1位となっています。今後もよりいっそう分別へのご協力をお願いします。

【参考】令和4年度（2022年度）のリサイクル率：56.3%

3 今後のごみ処理方針

本市では、地球温暖化への影響や限りある資源の消費を抑えるため大量消費・大量廃棄による環境負荷を減らす必要があること、市内のごみ焼却施設の焼却能力には限度があること、焼却灰の最終処分場を市内に持っていないことから、ごみの焼却量や埋め立て量を限りなくゼロに近

づける「ゼロ・ウェイストかまくら」をごみ処理の基本理念としています。

市内唯一の焼却施設である名越クリーンセンターは、老朽化により令和7年（2025年）1月中に焼却を停止します。稼働停止後は、新たな焼却施設を市内に建設せず、徹底した減量化・資源化を進め、燃やさなければならぬごみは広域連携の枠組みの中で逗子市の焼却施設を中心に処理することを、令和3年（2021年）6月に改定した「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」において位置付けました。

なお、市内の家庭から出た燃やすごみは、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、逗子市の焼却施設を中心に処理する予定ですが、逗子市の焼却施設の処理能力を超える分は、他市や民間の処理施設で処理します。

4 方針を実現するための施策

(1) ごみ中継施設の整備

燃やすごみを逗子市の焼却施設などに効率的に運搬するため、令和5年（2023年）8月に策定した「鎌倉市名越中継施設整備基本計画」に基づき、名越クリーンセンターの跡地に燃やすごみ（家庭系・事業系）を収集車から大型車に積み替える「名越中継施設」を整備します。

名越中継施設の整備期間中は、平成27年（2015年）3月の焼却停止後、事業系の燃やすごみを効率的に民間処理施設に運搬するための中継施設として稼働している今泉クリーンセンターを、家庭系の燃やすごみを逗子市などに効率的に運搬するための中継施設として

の活用も計画しており、運用方法について周辺住民の皆さんと協議を行っています。

(2) 事業系ごみの資源化

市内で排出された事業系ごみは、令和4年（2022年）6月から乾式メタン発酵というメタン菌の力で混合ごみを発酵させ、ガスを取り出して発電に使う技術を活用した施設において資源化を実施しています。

また、事業系ごみは、食品廃棄物の削減についてSDGsの目標として掲げられているとともに、国の方針で事業者のリサイクル目標が定められていることから、本市においても食品リサイクル法に基づき、民間の事業系生ごみ資源化施設に誘導し、最適な資源化を推進します。

(3) 紙おむつ・生ごみの資源化

年間約2万2,000トンある家庭系の燃やすごみの焼却量を、1万トンまで削減することを目指し、紙おむつや生ごみの資源化を計画しています。なお、いずれも資源化手法を含めて検討しています。

5 鎌倉市公式 note について

鎌倉市公式 note「ナルホド事始め」の「そらうみまちきれい」では、市の環境に関する取り組みなどを紹介しています。

鎌倉市公式 note「ナルホド事始め | そらうみまちきれい」▶



(<https://kamakura-city.note.jp/m/m85438a7c6f2b>)

令和6年（2024年）10月1日からの変更点

1 一部品目の分け方・出し方を変更

名越クリーンセンターの稼働停止に伴う、名越中継施設の整備及び燃やすごみの処理体制の変更により、一部品目の分け方・出し方を変更します。

詳細は、会合並びにごみ減量通信、広報かまくら及び市ホームページなどで、随時お知らせします。

市ホームページ▶

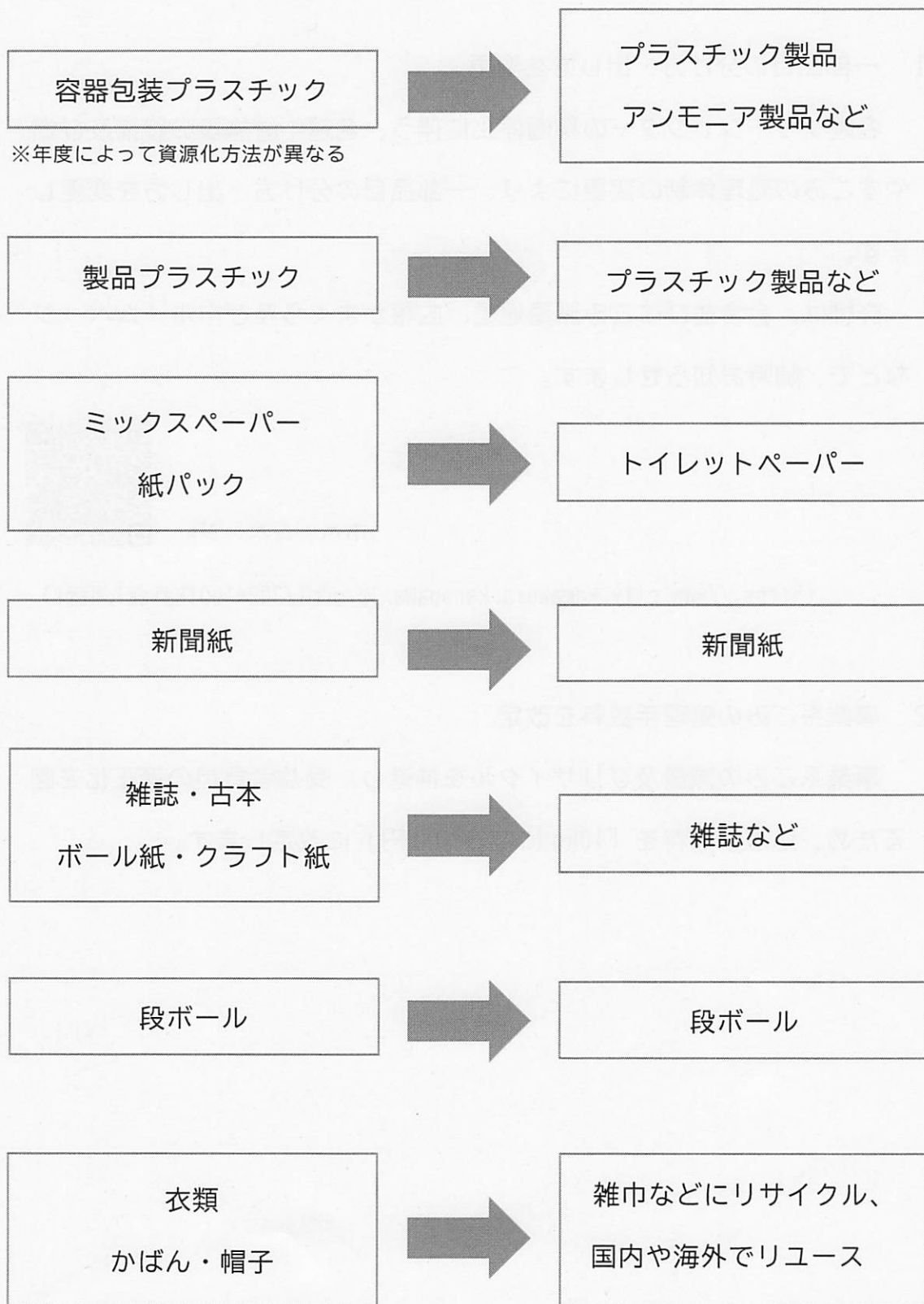


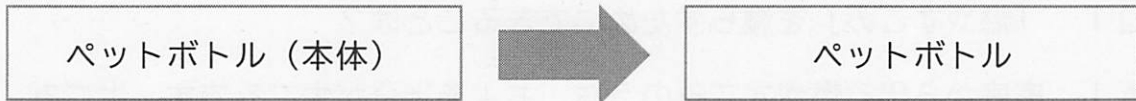
(<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gomi/20241001kaisei.html>)

2 事業系ごみの処理手数料を改定

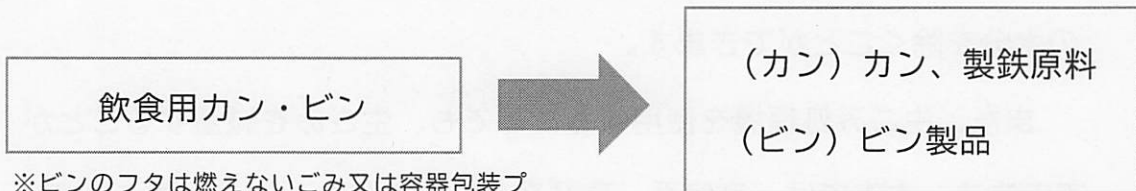
事業系ごみの減量及びリサイクルを推進し、受益者負担の適正化を図るため、処理手数料を「10kgにつき400円」に改定します。

資源物とごみの流れ

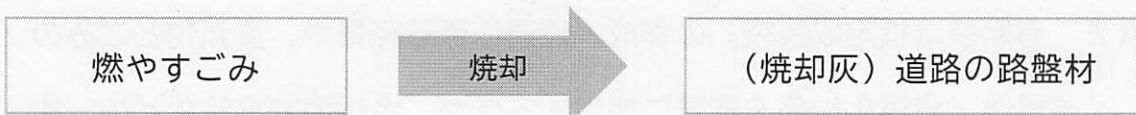




※キャップとラベルは容器包装プラスチック



※ビンのフタは燃えないごみ又は容器包装プラスチック



資源物とごみのQ&A

Q1 「燃やすごみ」を減らすためにできることは？

A1 家庭から出る燃やすごみのうち、およそ半分が生ごみです。生ごみの約80%が水分と言われており、捨てる前に水切りを行うと、約10%の水分を除くことができます。

また、生ごみ処理機を使用することでも、生ごみを減量することができます。本市では、家庭系・事業系のいずれについても、生ごみ処理機の購入費助成制度を設けています。

Q2 有料袋（指定収集袋）の手数料は何に使っているの？

A2 有料袋（指定収集袋）の作成・流通に係る経費や、資源物とごみの減量化・資源化に係る経費に使用するほか、名越中継施設などの一般廃棄物処理施設建設の財源とする「一般廃棄物処理施設建設基金」へ積み立てています。

【参考】令和4年度（2022年度）実績

歳入合計 約2億8,600万円

一般廃棄物処理施設建設基金への積み立て…約1億円

有料袋（指定収集袋）の作成・流通に係る経費…約8,200万円

資源物とごみの減量化・資源化に係る経費…約1億400万円

Q3 まだ使えるけど不用なものを処分したい場合は？

A3 「リユースネットかまくら」をご活用ください。リユースネットかまくらは、家庭にある不用品を有効に活用するために、不用品を「譲ったり」「譲られたり」する制度です。

Q4 「燃えないごみ」と「危険・有害ごみ」の違いは？

A4 「燃えないごみ」は、飲食用以外のカン・ビン、金物類、傘、陶磁器、ガラス製品、50 cm未満の電化製品などで、有料袋（指定収集袋）で出させていただきます。

「危険・有害ごみ」は、収集及び中間処理において作業員が怪我をする恐れがあるため、①から⑤のとおりに分別していただいたものを、無料で回収しています。

①蛍光管・電球

②乾電池

③体温計・温度計

④スプレー缶・カセットボンベ

⑤割れた陶磁器・ガラス製品、刃物類

Q5 飲食用のビンのふた（金属製）が「燃えないごみ」の理由は？

A5 ビンのふたはゴムなどの異素材が含まれており、飲食用カン・ビンとして資源化に適さないためです。燃えないごみとして有料袋（指定収集袋）で出してください。

Q 6 紙おむつは無料で出すことができるの？

A 6 紙おむつは燃やすごみですが、毎日使うものであり減量が難しいことや、子育て世帯や高齢世帯の負担軽減のために、無料で出すことができます。有料袋（指定収集袋）ではなく、45リットルまでの透明・半透明の袋に入れて、紙おむつと分かるように出してください。また、尿とりパッドやリハビリパンツなども、紙おむつに付随するものとしてまとめて出すことができます。なお、ペット用の紙おむつは有料袋（指定収集袋）で出してください。

Q 7 「市で収集できないもの」の処分はどうしたらいい？

A 7 オートバイ（部品含む）、廃油、バッテリー、ガスボンベ、コンクリート・ブロック、薬品・農薬（容器含む）などの排出禁止物は、販売店又は市が収集運搬を許可した「鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者」に、有料で引き取りを依頼してください。鎌倉市一般廃棄物収集運搬業許可業者の連絡先については、ごみ減量対策課（0467-61-3396）までお問い合わせください。

Q 8 クリーンステーションの場所を移動したいときはどうしたらいい？

A 8 クリーンステーションは、利用される皆さんの協力により維持・管理を行っていただいています。設置場所などを十分話し合ってください。意見がまとまりましたら環境センター（今泉クリーンセンター担当 0467-44-5344）までご連絡ください。

Q9 ルールを守らず捨てられたごみがあった場合はどうしたらいい？

A9 ルールを守らず捨てられたごみは、収集時にダメシールを貼付し、正しい分別等を案内しています。改善されない場合は、環境センターの地区指導員にご連絡ください（今泉クリーンセンター担当 0467-44-5344）。

Q10 クリーンステーションを掃除して出たごみはどうしたらいい？

A10 品目ごとに分別のうえ、それぞれの品目の収集日に「清掃ごみ」として出してください。なお、燃やすごみや燃えないごみとして出す場合は、有料袋（指定収集袋）は使用せず、45リットルまでの透明・半透明の袋に入れて、「清掃ごみ」と書いてお出しいただけます。

Q11 ごみの不法投棄をみかけたらどこに連絡するの？

A11 クリーンステーションへの不法投棄を見かけた場合は、環境センター（今泉クリーンセンター担当 0467-44-5344）にご連絡ください。

なお、道路などへの不法投棄の場合は、環境保全課（0467-61-3443）に連絡するとともに、最寄りの警察署（鎌倉警察署 0467-23-0110、大船警察署 0467-46-0110）にも通報してください。

Q12 事業所から出たごみはどうやって処理するの？

A12 事業活動に伴うごみは、クリーンステーションに出すことができません。①又は②のとおり処理してください。

①市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を委託する。

②市の処理施設に自身で持ち込む。なお、持ち込みできるのは燃や
すごみ及び植木剪定材に限ります。

事業系ごみの処理については、ごみ減量対策課笛田分室（0467-84-
8706）までお問い合わせください。

鎌倉市廃棄物減量化等推進員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市廃棄物の減量、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、鎌倉市廃棄物減量化等推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員の委嘱人数については、自治会・町内会の世帯数又は事業者団体の事業者数が500ごとに1人とする。ただし、団体ごとの最低人数は1人とする。

2 推進員は、自治会・町内会及び事業者団体の推薦を受け、地域性を考慮して市長が委嘱する。

3 推進員の委嘱は、委嘱状を交付することにより行うものとする。

(任期)

第3条 推進員の任期は、委嘱日から委嘱日の属する年度の最終日までとする。

2 推進員は、市長が認めた場合、再任されることができる。

(活動)

第4条 条例第13条第2項に規定する推進員の活動は、次のとおりとする。

(1) ごみの減量、資源化の促進及び指導に関すること。

(2) ごみの適正排出に関すること。

(3) ごみの不法投棄防止に関すること。

- (4) 市と地域との連絡調整に関すること。
- (5) 会議等の出席に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた事項。

(解職)

第5条 推進員が次の事項に該当したときには、推進員の委嘱を解くものとする。

- (1) 推進員本人が転居等により、活動が不可能なとき。
- (2) その他市長が認めたとき。

(報償)

第6条 推進員の報償は、1年度につき5,000円とする。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、推進員担当課で処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 鎌倉市廃棄物減量化等推進員設置要綱（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

鎌倉市廃棄物減量化等推進員設置要綱の取扱いについて

鎌倉市廃棄物減量化等推進員設置要綱（以下「要綱」という。）第6条に規定する報償の取扱いは次のとおりとする。

（1）報償の内容

報償は、鎌倉市廃棄物減量化等推進員（以下「推進員」という。）が行う要綱第4条で規定する活動に対する必要経費（消耗品費、交通費等）の一部及び当該活動についての謝礼とする。

（2）報償の支出

報償は、任期最終日（3月31日）に在職している推進員に、1年分を当該任期の終了後速やかに支払うものとする。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例 (抜粋)

(廃棄物減量化等推進員)

第13条 市長は、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持について熱意と識見のある者のうちから、廃棄物減量化等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量化等推進員は、減量化、資源化、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持のために市が実施する施策への協力その他の活動を行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（国民の責務）

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（廃棄物減量等推進員）

第5条の6 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

環境衛生関係 連絡先一覧表

<ul style="list-style-type: none">○ごみの減量化・資源化について○ごみの分別について○ごみについての連絡・相談	ごみ減量対策課 電話 0467-61-3396 FAX 0467-23-8700
<ul style="list-style-type: none">○資源物とごみの収集について○粗大ごみの収集依頼○クリーンステーションに関する相談	環境センター (今泉クリーンセンター担当) 電話 0467-44-5344 FAX 0467-45-7110
<ul style="list-style-type: none">○ごみの不法投棄の通報、落書きの通報○地域清掃、まちの美化○騒音、振動及び悪臭等の公害	環境保全課 電話 0467-61-3443 FAX 0467-23-8700